



三重県公報

平成29年1月6日(金)

第 2866 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
1	三重県景観規則の一部を改正する規則	(景観まちづくり課)	2
2	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	2
告 示			
1	平成27年三重県商品流通調査の実施	(統計課)	3
2	平成29年三重県議会定例会の招集	(財政課)	3
3	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	3
4	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	4
5	指定管理者の指定	(男女共同参画・NPO課)	4
6	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全課)	4
7	三重県景観計画等の変更及び関係図書の縦覧	(景観まちづくり課)	5
選 管 告 示			
1	参議院選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	5
2	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	7
3	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	7
4	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	7
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO課)	8
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅課)	9
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(病院事業庁)	11

規 則

三重県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年一月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第一号

三重県景観規則の一部を改正する規則

三重県景観規則（平成十九年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

十一 太陽光発電施設（建築物と一体となつて設置されるものを含む。）

第六条第二項各号列記以外の部分中「第八号」を「第九号」に改め、同項第六号中「前項各号」を「前項第一号から第十号まで」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 前項第十一号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ十二メートル以下（建築物と一体となつて設置されるものにあつては、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ五メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ十二メートル以下）で、かつ、太陽電池モジュールの合計面積十平方メートル以下のもの（同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものについては、一の施設とみなす。）

様式第一号（別紙1）中

「

築造面積	m ²	m ²	m ²	を
------	----------------	----------------	----------------	---

」

「

築造面積 （太陽電池 モジュール の合計面積）	m ²	m ²	m ²	に、
----------------------------------	----------------	----------------	----------------	----

」

「4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。」を

「4 「築造面積（太陽電池モジュールの合計面積）」欄には、当該工作物の水平投影面積（太陽光発電施設の場合は、設置する太陽電池モジュールの合計面積）を記入してください。」に改める。

様式第二号（別紙1）中

「

築造面積	m ²	m ²	m ²	を
------	----------------	----------------	----------------	---

」

「

築造面積 （太陽電池 モジュール の合計面積）	m ²	m ²	m ²	に、
----------------------------------	----------------	----------------	----------------	----

」

「4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。」を

「4 「築造面積（太陽電池モジュールの合計面積）」欄には、当該工作物の水平投影面積（太陽光発電施設の場合は、設置する太陽電池モジュールの合計面積）を記入してください。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年一月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「第四条の八第一項第五号」を「第四条の八第一項第四号」に改める。

第十五条第一項の表中「若しくは第四項」の下に「、法第六十条の三第二項第三号」を加え、「法第六十条の三第一項ただし書」を「法第六十条の三第二項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**三重県告示第1号**

三重県統計調査条例（平成21年三重県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、次のとおり告示します。

平成29年1月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査の名称
平成27年三重県商品流通調査
- 2 調査の目的
三重県における製造業の流通実態を把握して、三重県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査の期間
平成29年1月16日（月）から同年2月20日（月）まで（36日間）
- 4 調査対象の範囲
工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に並べ、県内シェアの約90%以上をカバーするよう選定した事業所
- 5 調査の方法
郵送調査
- 6 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額並びに国内向け出荷額のうち消費地別構成比及び業種別構成比
 - (2) 基準となる期間
平成27年1月1日（木）から同年12月31日（木）まで
- 7 結果の公表方法
平成27年三重県産業連関表として公表する。

三重県告示第2号

平成29年三重県議会定例会を次のとおり招集します。

平成29年1月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 期日 平成29年1月17日
- 2 場所 三重県議会議事堂

三重県告示第3号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

平成29年1月6日

三重県告示第7号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく三重県景観計画及び熊野川流域景観計画を変更しましたので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成29年1月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 変更の概要
届出対象行為の追加等
- 2 効力の発生する日
平成29年4月1日
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部景観まちづくり課

選管告示**三重県選挙管理委員会告示第1号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成28年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成29年1月6日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙(三重県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

43,498,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 佐知子	所属党派	自由民主党	期間	平成28年6月22日から 平成28年10月6日まで	第2回分
出納責任者氏名	橋本 勝文					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	2,160,100 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	315,199
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部 政党		3,182,725 円	選挙事務所費	50,000
			集会会場費	265,199
			通信費	348,997
			交通費	27,690
			印刷費	0
			広告費	702,440
			文具費	0
			食糧費	40,800
			休泊費	0
			雑費	363,996
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		3,182,725	今回計	3,959,222
前回計		11,022,000	前回計	12,750,843
総計		14,204,725	総計	16,710,065

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	平成28年11月24日	第2回報告分
----------	-------------	--------

三重県選挙管理委員会告示第 2 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 1 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

身体障害者支援施設の項中

「四日市市山田町 5500 番地の 3
 「四日市市山田町 5500 番地の 3
 松阪市嬉野森本町 1556

社会福祉法人青山里会身体障害者療護施設小山田苑
 社会福祉法人青山里会身体障害者療護施設小山田苑
 嬉野カトリックの家

」を
 に改める。
 」

三重県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 1 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
榎本隆吉後援会	大川 君 忠	古味 貞 夫	尾鷲市賀田町 874	平成 28 年 11 月 22 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党大山田支部	井上 貞 夫	主たる事務所 の所在地	伊賀市中村 317	伊賀市川北 530	平成 28 年 11 月 25 日	政党
自由民主党三重県環境保全支部	深江 伯 史	代表者 会計責任者	井上 貞 夫 葛巻 貴 之	吉岡 亮 二 森部 崇 之	平成 28 年 12 月 5 日	政党
日本共産党中部地区委員会	竹下 昌 広	代表者 会計責任者	竹下 昌 広	水上 光 二	平成 28 年 8 月 1 日	政党
生中ただつぐ後援会	吉藤 圭 作	代表者 会計責任者	藪山 薫	西村 芳 一	平成 28 年 11 月 15 日	
幸福実現党三重県本部	小林 智 雄	主たる事務所 の所在地	津市岩田 1-15	四日市市日永 4-2-6	平成 28 年 11 月 3 日	
平畑たけしをはげます会	小林 道太郎	代表者 会計責任者	平畑 武	平田 勝	平成 28 年 11 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 4 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 29 年 1 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

地域活性化懇話会

資金管理団体の届出をした者の氏名 永田 正巳

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日

平成 28 年 11 月 22 日

1 収入総額	490,121 円
前年繰越額	491,121 円
2 支出総額	322,752 円
3 支出の内訳	
経常経費	154,000 円
人件費	150,000 円
備品・消耗品費	4,000 円
政治活動費	168,752 円
組織活動費	36,612 円
調査研究費	100,000 円
その他の経費	32,140 円

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 12 月 21 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重県障がい者福祉連絡協議会

(2) 代表者の氏名

岩田 貴正

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市鈴鹿ハイツ 8 番 3 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方と高齢者、そのご家族及び関係者に、障害のある方、高齢者の方が地域で生き生きと生活できるための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 1 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川整備計画を定めた河川名

二級河川堀切川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県鈴鹿建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 1 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 12 月 19 日	員弁郡東員町大字穴太字羽ヶ谷 2850-1 ほか 74 筆及び桑名市大字大仲新田字山ヶ道 2-7 ほか 5 筆 (1 工区)	桑名市大字大仲新田 441 大丸不動産有限会社 代表取締役 松岡 倫弘

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 29 年 1 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間

平成 29 年 1 月 6 日（金）から同月 31 日（火）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 29 年 3 月 1 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック	伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
南勢ブロック・東紀州ブロック	三重県南勢地区管理事業共同体 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）	
北勢ブロック	桑名	川成（一般）	1	
		川越	豊田一色（一般）	1
	四日市		高見ヒルズ（一般）	2
			あこざ（高齢者）	1
			あこざ（一般）	1
			笹川（高齢者）	2
			笹川（高齢者・単身可）	1
			笹川（一般）	4 (1)
			笹川第二（一般）	2
			河原田（一般）	1
	鈴鹿		高岡山杜の郷（一般）	4 (1)
			桜島（子育て向）	1
			桜島（高齢者）	1
			桜島（一般）	3 (1)
亀山		鹿島（一般）	1	
中勢伊賀ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1	
		千里（一般）	2	
		サンシャイン千里（一般）	1	
		白塚（高齢者）	2	
		白塚（一般）	1	
		一身田（身障者）	1	
		一身田（高齢者）	2	
		一身田（一般）	1	

		神戸（高齢者・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
		新町（一般）	1
		サンシャイン千里（特公賃）	5
南勢ブロック	伊賀	カーサ上野（一般）	2
	松阪	大黒田（高齢者）	1
		五反田（高齢者）	1
		五反田（一般）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（一般）	1
		上川第二（高齢者）	1
		上川第二（一般）	1
		エスペラント末広（一般）	1
	エスペラント末広（特公賃）	5	
	伊勢	辻久留（一般）	1
		旭（一般）	2
		城田（高齢者・単身可）	1
城田（一般・単身可）		1	
西豊浜（一般）		2	
鳥羽	安楽島（一般・単身可）	1	
東紀州ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井土（一般）	1

- (1) 表中の（優先戸数）は、母子・父子世帯、障がい者世帯、多子世帯等が対象となります。
- (2) 表中の（特公賃）は、「特定公共賃貸住宅」のことで、4(2)の収入基準以上の収入を有する者を対象とする住宅です。

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。

エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であつ

て、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含まれます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅課住宅管理班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第5条の規定により公告します。

平成29年1月6日

三重県病院事業庁長 加藤 敦 央

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）約2,255,000kWh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

平成29年4月1日（土）0時から平成30年3月31日（土）24時

(4) 納入場所

三重県津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成28年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であること。

オ 供給実績があること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下、「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更

はできません。

- (4) 調達システムの運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成29年2月6日(月)15時までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成29年2月23日(木)17時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
(4) 平成28年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であることを証明する書類

なお、新たに平成28年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番地1号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当 北岡・西口

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成29年2月17日(金)まで調達システムにより提供します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年2月10日(金)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知日から平成29年2月17日(金)10時まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成29年2月17日(金)10時

なお、津城山郵便局へは平成29年2月10日(金)から同月17日(金)10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3丁目11-14

宛 先 津市城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 三重県立こころの医療センターで使用する電気 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成29年2月17日(金)15時

場所 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県こころの医療センター運営調整部総務課

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に(1)の担当部局へ連絡をしてください。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜であっても、既に消費税及び地方消費税が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判定するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約

締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Electricity (Approx. 2,255,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center
- (2) Supply Period:
From 0:00 A.M. on Saturday, April 1, 2017 to 12:00 P.M. on Saturday, March 31, 2018
- (3) Supply Place:
Main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center
- (4) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the Internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Friday, February 17, 2017.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, February 10, 2017 and 10:00 A.M. on Friday, February 17, 2017.
- (5) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, February 17, 2017.
- (6) Managing Authority :
Mie Prefectural Mental Medical Center
1-12-1, Shiroyama, Tsu city, Mie Prefecture, 514-0818 Japan
TEL:059-235-2125

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
